

## 機械設備調査算定要領の一部改正（新旧対照表）

改正前	改正後																
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この要領は、静岡県が<u>施行</u>する公共事業に伴う損失補償基準細則15第2項に規定する工作物の移転料のうち、機械設備の移転料に係る調査算定に適用するものとする。</p> <p>(補償額の構成)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 諸経費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般管理費等 一般管理費（役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、<u>験研究費償却</u>、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）</p> <p>別添1 機械設備図面作成基準</p> <p>(別表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">図面名称</th> <th style="width: 60%;">作成の方法等</th> <th style="width: 10%;">縮尺</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置図</td> <td>建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。） <u>別添一 木造建物調査積算要領 別添1 木造建物図面作成基準（別表）</u>又は建物算定要領 別添二 非木造建物調査積算要領 別添1 非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	図面名称	作成の方法等	縮尺	備考	配置図	建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。） <u>別添一 木造建物調査積算要領 別添1 木造建物図面作成基準（別表）</u> 又は建物算定要領 別添二 非木造建物調査積算要領 別添1 非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。			<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この要領は、静岡県が<u>施行</u>する公共事業に伴う損失補償基準細則<u>第</u>15第2項に規定する工作物の移転料のうち、機械設備の移転料に係る調査算定に適用するものとする。</p> <p>(補償額の構成)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 諸経費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般管理費等 一般管理費（役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、<u>試験研究費償却</u>、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）</p> <p>別添1 機械設備図面作成基準</p> <p>(別表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">図面名称</th> <th style="width: 60%;">作成の方法等</th> <th style="width: 10%;">縮尺</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置図</td> <td>建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。） <u>別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1 木造建物図面作成基準（別表）、別添一の一木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1 木造建物図面作成基準（別表）</u>又は建物算定要領 別添二 非木造建物調査積算要領 別添1 非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	図面名称	作成の方法等	縮尺	備考	配置図	建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。） <u>別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1 木造建物図面作成基準（別表）、別添一の一木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1 木造建物図面作成基準（別表）</u> 又は建物算定要領 別添二 非木造建物調査積算要領 別添1 非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。		
図面名称	作成の方法等	縮尺	備考														
配置図	建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。） <u>別添一 木造建物調査積算要領 別添1 木造建物図面作成基準（別表）</u> 又は建物算定要領 別添二 非木造建物調査積算要領 別添1 非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。																
図面名称	作成の方法等	縮尺	備考														
配置図	建物移転料算定要領（以下「建物算定要領」という。） <u>別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1 木造建物図面作成基準（別表）、別添一の一木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1 木造建物図面作成基準（別表）</u> 又は建物算定要領 別添二 非木造建物調査積算要領 別添1 非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。																

## 別添2 機械設備工事費算定基準

### 第4章 工数歩掛等

(工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準 ((一財)建築コスト管理システム研究所発行)
- 二 建設工事標準歩掛 ((一財)建設物価調査会発行)
- 三 工事歩掛要覧 ((一財)経済調査会発行)
- 四 下水道工事積算基準 ((公社)下水道新技術推進機構発行)
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

(運搬台数)

第7 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式第7による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- 一 器等の形状・寸法等 機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。
- 二～五 (略)

### 第5章 算定

(共通仮設費)

第16 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

( 共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率 )

なお、別表2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。

## 別添2 機械設備工事費算定基準

### 第4章 工数歩掛等

(工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準 ((一財)建築コスト管理システム研究所発行)
- 二 建設工事標準歩掛 ((一財)建設物価調査会発行)
- 三 工事歩掛要覧 ((一財)経済調査会発行)
- 四 下水道用設計標準歩掛表 ((公社)日本下水道協会発行)
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

(運搬台数)

第7 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式第7による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- 一 機器等の形状・寸法等 機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。
- 二～五 (略)

### 第5章 算定

(共通仮設費)

第16 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

( 共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率 )

なお、別表2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。







備考

改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。